

高取まちづくり協議会

第8回 通常総会



認知症サポーター養成講座



水仙の植栽



大家族ひえだ川駅伝



エコキャップご協力(南中)



HUGゲーム(防災訓練)



彼岸花の植栽



ブルーパトロール隊



稗田川堤防草刈り



炊出し訓練

日時 平成28年5月16日(月)
午後7時00分から
会場 高取公民館 会議室(1階)

高取まちづくり協議会

第8回通常総会次第

- 1 開会のことば
- 2 市民憲章唱和
- 3 定足数の確認報告
- 4 会長あいさつ
- 5 議事録署名人の選任
- 6 議 事
 - 第1号議案 平成27年度 事業報告の承認について P 2
 - 第2号議案 平成27年度 収支決算の承認について P 3
 - 第3号議案 高取小学校区地域計画の見直し(案)について 別紙
 - 第4号議案 平成28年度 役員(案)の承認について P 4
 - 第5号議案 平成28年度 事業計画(案)の承認について P 5
 - 第6号議案 平成28年度 収支予算(案)の承認について P 6
- 7 役員紹介
- 8 来賓祝辞
- 9 閉会のことば

参考資料

- ・代表理事・理事・会員・協力団体名簿(案) P 7
- ・規約 P 9
- ・貸出備品項目一覧 P 13
- ・実施事業グループ編成名簿(案) P 14

第1号議案

平成27年度 高取まちづくり協議会事業報告書

1. 事業実施の方針

高取まちづくり協議会は、論地町、向山町、本郷町、清水町の高取小学校区内住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに「心ふれあう安全・安心なまちづくり」を推進する目的として下記の事業を実施した。

2. 事業の実施に関する事項

区分	事業内容	実施日	実施場所	実施状況
1 防犯事業	①防犯パトロール事業	4月～3月	高取小学校区	パトロール日数230日 参加人数661名 ・夏休み中、高取小学校先生巡回(8日間) ・年末特別パトロール(3日間) 参加人数10名
	②徒歩パトロール事業			
	③あいさつ声かけ見守り事業			
	④緊急パトロール事業			
	⑤青パト乗車体験事業			
	⑥散歩パトロール事業	6・7・9・10月 毎週水曜と金曜	高取小学校区	高浜シルバ-人材センター 参加人数延べ120名 高取婦人会 参加人数延べ480名
	⑦青パト講習会参加事業	6/3	中央公民館	参加 新規11名 更新12名
	⑧太陽光LED維持管理事業	2月	本郷町六丁目	2台
	⑨安全・安心マップ等作成事業	7月～	高取小学校区	現在113世帯
	⑩安全・安心マップ等作成事業	6月～3月	高取小学校区	28年5月2100部発行(高取地区各世帯配布予定)
2 防災事業	1) 総合防災訓練事業	9/6	各町内、隣組拠点及町内会視点→高取公民館 社会福祉協議会とのタイアップで避難所運営「HUGがー」実施:参加48名	
	2) 防災資機材倉庫管理事業	9/12、2/6	高取小学校防災倉庫	チェック表に従い点検
	3) 防災体制構築事業	2/29	高取公民館会議室	防災講演会講師:鈴木将巳氏 参加47名
	①防災講演会	2/7	高取小学校グラウンド	防災事業食料班にて39名
	②炊出し訓練	9/6	高取公民館会議室	参加48名
	③避難所開設訓練			
	④井水検査			
	⑤ごみ減量事業	4月～3月	まち協事務所・高取公民館	回収数集計93.2kg
	⑥まちなか美化事業	9/13	八反田公園→稗田川中橋-前橋間	健康推進委員とのタイアップ 参加40名
	⑦ガーゼニング事業	6/27	高取公民館玄関	ひまわりの苗植え 参加17名
3 環境美化事業	①草刈維持事業	6/13、12/12	藤浦園芸(株)	ガーゼニング講習会 参加36名
	②球根等植栽事業	4/29、7/5、9/12	稗田川中橋-法書橋間	草刈り47名(間伐作業12/12実施:15名)
	③稗田川花と緑ふれあい公園事業	7/11	稗田川中橋-稗田橋間	彼岸花7千球根植え 参加人数延べ230名 (球根植えの穴ほり作業参加32名)
	④球根等植栽事業	12/12、3/13	稗田川前橋-小橋間	7/17/2本、花海棠3本、トリス、キ42本植替え参加31名
	⑤球根等植栽事業	10/19	八反田公園	水仙球根植栽:高取幼稚園・保育園児・先生80名と 水明会15名と事業メンバー16名 (植栽箇所準備8/23・9/12実施:18名)
	⑥球根等植栽事業	7/13	八反田公園	藤枝剪定作業 参加3名
	⑦球根等植栽事業	6/30、7/31	公園内除草作業	参加10名
	⑧球根等植栽事業	4月～3月	子ども会を中心として行った	
	⑨球根等植栽事業	2/7	高取小学校 稗田川法書橋-前橋堤防	63チーム 306名の参加ランナー 運営ご協力者98名
	⑩球根等植栽事業	9/13	高取小学校グラウンド 小学校前の稗田川	参加人数延べ410名(大人・子ども)
4 地域団体支援事業	①ふれあい事業	4・6・10・11・3月	高取小学校区	高取地区約2千世帯
	②大家族ひえだ川駅伝コミュニティ事業	10/7、11/4 2/20	高取南部颯いの家、高取小学校、高取公民館	参加(実施者込み):颯いの家48名、 高取小学校110名、高取公民館22名
	③地域団体からの要請事業	11/16、12/14、 1/25	高取公民館会議室	検討会メンバー25名、関係団体12名 (住民、会員向け・高取6年生児童向けアンケート実施)
	④地域団体からの要請事業			
	⑤地域団体からの要請事業			
	⑥地域団体からの要請事業			
	⑦地域団体からの要請事業			
	⑧地域団体からの要請事業			
	⑨地域団体からの要請事業			
	⑩地域団体からの要請事業			
5 稗田川清流まつり事業	①ふれあい事業	4月～3月	高取小学校 稗田川法書橋-前橋堤防	子ども会を中心として行った
	②大家族ひえだ川駅伝コミュニティ事業	2/7	高取小学校 稗田川法書橋-前橋堤防	63チーム 306名の参加ランナー 運営ご協力者98名
	③地域団体からの要請事業			
	④地域団体からの要請事業			
	⑤地域団体からの要請事業			
	⑥地域団体からの要請事業			
	⑦地域団体からの要請事業			
	⑧地域団体からの要請事業			
	⑨地域団体からの要請事業			
	⑩地域団体からの要請事業			
6 お知らせ事業	①ふれあい事業	4・6・10・11・3月	高取小学校区	高取地区約2千世帯
	②大家族ひえだ川駅伝コミュニティ事業	10/7、11/4 2/20	高取南部颯いの家、高取小学校、高取公民館	参加(実施者込み):颯いの家48名、 高取小学校110名、高取公民館22名
	③地域団体からの要請事業	11/16、12/14、 1/25	高取公民館会議室	検討会メンバー25名、関係団体12名 (住民、会員向け・高取6年生児童向けアンケート実施)
	④地域団体からの要請事業			
	⑤地域団体からの要請事業			
	⑥地域団体からの要請事業			
	⑦地域団体からの要請事業			
	⑧地域団体からの要請事業			
	⑨地域団体からの要請事業			
	⑩地域団体からの要請事業			
7 認知症サポーター養成事業	①ふれあい事業	4・6・10・11・3月	高取小学校区	高取地区約2千世帯
	②大家族ひえだ川駅伝コミュニティ事業	10/7、11/4 2/20	高取南部颯いの家、高取小学校、高取公民館	参加(実施者込み):颯いの家48名、 高取小学校110名、高取公民館22名
	③地域団体からの要請事業	11/16、12/14、 1/25	高取公民館会議室	検討会メンバー25名、関係団体12名 (住民、会員向け・高取6年生児童向けアンケート実施)
	④地域団体からの要請事業			
	⑤地域団体からの要請事業			
	⑥地域団体からの要請事業			
	⑦地域団体からの要請事業			
	⑧地域団体からの要請事業			
	⑨地域団体からの要請事業			
	⑩地域団体からの要請事業			
8 地域計画の見直し	①ふれあい事業	4・6・10・11・3月	高取小学校区	高取地区約2千世帯
	②大家族ひえだ川駅伝コミュニティ事業	10/7、11/4 2/20	高取南部颯いの家、高取小学校、高取公民館	参加(実施者込み):颯いの家48名、 高取小学校110名、高取公民館22名
	③地域団体からの要請事業	11/16、12/14、 1/25	高取公民館会議室	検討会メンバー25名、関係団体12名 (住民、会員向け・高取6年生児童向けアンケート実施)
	④地域団体からの要請事業			
	⑤地域団体からの要請事業			
	⑥地域団体からの要請事業			
	⑦地域団体からの要請事業			
	⑧地域団体からの要請事業			
	⑨地域団体からの要請事業			
	⑩地域団体からの要請事業			

第2号議案

平成27年度 高取まちづくり協議会収支決算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：円)

I 収入の部	科目	予算額	決算額	対予算額	備考
1	交付金等収入	6,899,000	6,645,000	△ 254,000	市からの交付金 (*未実施事業返還254,000円)
2	参加費収入	60,000	59,000	△ 1,000	講座等参加費
3	雑収入	25,000	22,287	△ 2,713	預金利息、北'-代
4	前年度繰越金	930,767	930,767	0	
収入合計		7,914,767	7,657,054	△ 257,713	

II 支出の部	科目	予算額	決算額	残額	備考
事業費	計	5,304,000	4,924,672	379,328	
1	防犯事業	1,396,000	1,596,450	△ 200,450	*防犯事業:18,000円未実施にて返還
1)	防犯事業	959,000	827,035	131,965	燃料、保険、車検、謝礼、防犯ヘルメット・帽子
2)	太陽光LED維持管理事業	50,000	183,600	△ 133,600	バッテリー交換2台
3)	安全・安心マップ等作成事業	387,000	585,815	△ 198,815	のぼり旗、“とりしろう”冊子発行
2	防災事業	468,000	300,917	167,083	
1)	総合防災訓練事業	111,000	108,000	3,000	四町内会訓練費
2)	防災資機材倉庫管理事業	10,000	0	10,000	
3)	AED維持管理事業	13,000	12,960	40	ヘルメット
4)	防災体制構築事業	334,000	179,957	154,043	炊出訓練、避難所訓練 *井水検査:60,000円未実施にて返還
3-1)	環境美化事業	90,000	133,245	△ 43,245	
①)	ごみ減量事業	10,000	9,731	269	エコキャップ回収箱
②)	まちなか美化事業	80,000	123,514	△ 43,514	ガーデニング講習会参加代、花壇苗代
3-2)	稗田川花と緑ふれあい公園事業	1,506,000	1,422,981	83,019	球根・花木代、芝刈機オイル、間伐代、チラシ印刷
3-3)	八反田公園魅力UP事業	428,000	369,889	58,111	八反田公園維持管理、水仙植樹、藤棚管理
4-1)	ふれあい事業	500,000	500,000	0	子ども会交流事業
4-2)	大家族ひえだ川駅伝事業	390,000	283,654	106,346	ランナー保険、チラシ、飲料、啓発品等
4-3)	地域団体からの要請事業	100,000	0	100,000	*未実施にて返還
5	稗田川清流まつり事業	266,000	138,746	127,254	*音楽会:76,000円未実施にて返還
6	お知らせ事業	140,000	152,000	△ 12,000	印刷代(5回)
7	認知症ヘルメット養成事業	20,000	26,790	△ 6,790	
管理費	計	1,769,000	1,527,628	241,372	
1	謝礼	1,330,000	1,217,500	112,500	団体・事務局謝礼、役員・事業活動費
2	会議費	15,000	11,059	3,941	飲料代
3	旅費交通費	4,000	0	4,000	
4	消耗品費	30,000	48,106	△ 18,106	事務用品、事務所消耗品など
5	通信運搬費	60,000	31,590	28,410	電話代・ファキ切手代
6	手数料	250,000	116,101	133,899	北'-機リース料、北'-料
7	保険料	80,000	103,272	△ 23,272	活動保険料
予備費		841,767	0	841,767	
支出合計		7,914,767	6,452,300	1,462,467	

次期繰越収支差額	収入	支出	残額	次年度へ繰越
	7,657,054	6,452,300	1,204,754	

監査報告

上記の収支決算報告について詳細に監査の結果、適正であることを認めます。

平成28年4月29日

監事 丸本久芳

監事 杉浦祐文

監事 川南知行

第4号議案

平成28年度 高取まちづくり協議会 役員（案）について

役職名	区分	氏名	備考
会長	再任	荒川 昭 治	環境美化事業リーダー
副会長	再任	佐野 松 男	防犯事業リーダー 稗田川花と緑ふれあい公園事業リーダー
副会長	再任	杉浦 秀 敏	防災事業リーダー ホームページ開設事業リーダー
会計	再任	深谷 洋 定	

事務局長	再任	神谷 文 夫	
------	----	--------	--

監事	再任	杉浦 祚 文	
監事	再任	丸木 久 芳	
監事	再任	川角 和 行	

(案) 書面情報奉命継続してごま知高 第8S知平
 役員の個人情報は、本協議会の活動に必要と認められる限り、関係機関等に提供される場合があります。ご了承ください。
 代表の顔笑英事 1

第5号議案

平成28年度 高取まちづくり協議会事業計画書(案)

1. 事業実施の方針

高取まちづくり協議会は、新たに策定した「高取小学校区 地域計画 2016→2021」のもと、これまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、まちづくりの輪が広がるように、校区内の住民・団体との連携を強化しながら、高取地区の課題解決、魅力を伸ばす事業を実施する。

2. 事業の実施に関する事項

区分	事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 防犯事業	①防犯パトロール事業												○年末特別パトロール
	②緊急パトロール事業												
	③散歩パトロール事業												
	④青パト講習会参加事業			○									
	⑤防犯啓発講習会実施			○									
	⑥太陽光LED防犯灯維持管理事業												
2)とりしろう制作事業	①のぼり旗事業												
	②とりしろう制作事業							アンケート、編集、作成					○発行予定
1) 総合防災訓練事業	市総合防災訓練開催時における実動訓練												
	2) 防災資機材倉庫管理事業												
	①防災講演会												
	②炊出し訓練												
3) 防災体制構築事業	③避難所開設、論地どろん公園防災訓練					○公園							
	④災害時要援護者の支援体制の検討		○										
	①ごみ減量事業												
	②まちなか美化事業												
1) 環境美化事業	③稗田川の調査研究と自然環境向上活動												
	①ごみ分別収集指導												
	②まち発見ウォーキング												
2) 稗田川花と緑ふれあい公園事業	③稗田川の調査研究と自然環境向上活動												
	①草刈維持事業		○草刈										
	②球根等植栽事業												
3) 稗田川八反田公園の魅力UP事業	①八反田公園内のトイレ以外の草刈り、低木の剪定、清掃作業を行う												
	②水仙植栽及び維持管理事業												
	③水仙植栽及び維持管理事業												
1)ふれあい事業	子どもを中心とした世代間交流(子ども会を中心として行う)												
	地域住民を対象とした誰でも参加しやすい駅伝大会を開催												
	年度途中各種団体より高取地区のまちづくりに関与する事業提案があった場合、代表者会議で審議、必要に応じ支援を行う												
4)地域団体支援事業	高取まち協活動を年5回発信												
5)お知らせ事業	高取地区に関する情報を収集、発信することにより、よりよいまちづくりにつなげるためのHPを開設												
6)高取まち協ホームページ開設事業	地域の「認知症キャラバン・メイト」を務める「認知症サポートー養成講座」を開催												
7)認知症サポートー養成事業													

第6号議案

平成28年度 高取まちづくり協議会収支予算書(案)

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位:円)

I 収入の部	科目	28年度予算額	27年度決算額	増減額	備考
1	交付金等収入	6,522,000	6,645,000	△ 123,000	市民予算枠事業交付金 5,583,000円 地域内分権推進事業交付金 939,000円
2	参加費収入	30,000	59,000	△ 29,000	講座等参加費
3	雑収入	20,000	22,287	△ 2,287	預金利息、北一代
4	前年度繰越金	1,204,754	930,767	273,987	
	収入合計	7,776,754	7,657,054	119,700	
II 支出の部	科目	28年度予算額	27年度決算額	増減額	備考
事業費	計	4,822,000	4,924,672	△ 102,672	
1	防犯事業	1,352,000	1,596,450	△ 244,450	
1)	防犯事業	838,000	827,035	10,965	燃料、保険、謝礼、防犯ベスト・帽子
2)	太陽光LED維持管理事業	200,000	183,600	16,400	修理・交換
3)	とりしろう制作事業	314,000	585,815	△ 271,815	のぼり旗、“とりしろう”冊子発行
2	防災事業	457,000	300,917	156,083	
1)	総合防災訓練事業	111,000	108,000	3,000	四町内会訓練費
2)	防災資機材倉庫管理事業	10,000	0	10,000	年2回の点検
	AED維持管理事業	0	12,960	△ 12,960	27年度限り
3)	防災体制構築事業	336,000	179,957	156,043	講演会、炊出、避難所訓練、要介護者支援
3-1)	環境美化事業	102,000	133,245	△ 31,245	
①)	ごみ減量事業	10,000	9,731	269	エコキャップ回収箱
②)	まちなか美化事業	78,000	123,514	△ 45,514	ガーデニング講習会参加代、花壇苗代
③)	稗田川自然環境向上活動	14,000	0	14,000	調査事務用品等
3-2)	稗田川花と緑ふれあい公園事業	1,416,000	1,422,981	△ 6,981	球根・花木代、芝刈機材、間伐代
3-3)	八反田公園魅力UP事業	408,000	369,889	38,111	八反田公園維持管理、水仙植樹
4-1)	ふれあい事業	500,000	500,000	0	子ども会交流事業
4-2)	大家族ひえだ川駅伝事業	243,000	283,654	△ 40,654	ランナー保険、チラシ・ポスター印刷、啓発品等
4-3)	地域団体からの要請事業	100,000	0	100,000	2団体×50,000円
	稗田川清流まつり事業	0	138,746	△ 138,746	今後は“記念事業”として行う
5	お知らせ事業	140,000	152,000	△ 12,000	印刷代(5回)
6	ホームページ開設事業	84,000	0	84,000	開設初期設定謝礼、運用謝礼等
7	認知症サポーター養成事業	20,000	26,790	△ 6,790	講習会実施
管理費	計	1,636,000	1,527,628	108,372	
1	謝礼	1,250,000	1,217,500	32,500	団体・事務局謝礼、役員・事業活動費
2	会議費	12,000	11,059	941	飲料代
3	旅費交通費	4,000	0	4,000	交通費
4	消耗品費	45,000	48,106	△ 3,106	事務用品、事務所消耗品など
5	通信運搬費	35,000	31,590	3,410	電話代・ファキ・切手代
6	手数料	190,000	116,101	73,899	北一代機リース料、北一代料
7	保険料	100,000	103,272	△ 3,272	活動保険料
予備費		1,318,754	0	1,318,754	
	支出合計	7,776,754	6,452,300	1,324,454	

科目間の流用は認める。

参 考

役職名	区分	氏 名	備 考
代表理事	新規	川 角 順 造	清水町町内会 28 年度会長
代表理事	新規	神 谷 善 史	本郷町町内会 28 年度会長
代表理事	新規	杉 浦 修 二	向山町町内会 28 年度会長
代表理事	新規	神 谷 義 幸	論地町町内会 28 年度会長
代表理事	継続	鍋 田 裕 久	とりしろう制作事業リーダー 認知症サポーター養成事業リーダー
代表理事	新規	畔 柳 洋 一	稗田川自然環境向上活動事業リーダー
代表理事	継続	酒 井 康 満	高取公民館館長 大家族ひえだ川駅伝事業リーダー 八反田公園魅力UP事業リーダー
代表理事	新規	早 川 弘 樹	高取小学校PTA 28 年度会長
代表理事	新規	吉 良 文 江	高取地区子ども会 28 年度副会長
代表理事	新規	神 谷 紀美代	高取婦人会 28 年度会長
代表理事	新規	杉 浦 辰 昭	いきいきクラブ代表

オブザーバー	池 田 互 隆	高取小学校 校長
オブザーバー	野々山 知 久	高浜中学校 校長
オブザーバー	箕 浦 博 夫	南中学校 校長

顧 問	小野田 由紀子	高浜市議会議員
顧 問	杉 浦 敏 和	高浜市議会議員

理 事	新規	濱 田 俊 幸	清水町町内会 28 年度副会長
理 事	新規	川 角 紀 美	本郷町町内会 28 年度副会長
理 事	新規	水 野 隆 治	向山町町内会 28 年度副会長
理 事	新規	鳥 居 信三郎	論地町町内会 28 年度副会長
理 事	継続	深 谷 忠 道	防犯事業サブリーダー
理 事	継続	石 川 克 己	防犯事業サブリーダー
理 事	継続	鈴 木 みどり	防災事業サブリーダー・認知症事業サブリーダー
理 事	継続	磯 野 保 夫	環境美化事業サブリーダー
理 事	新規	平 田 敦 史	稗田川自然環境向上活動事業サブリーダー
理 事	継続	杉 浦 好	花と緑ふれあい公園事業サブリーダー
理 事	継続	青 山 光 博	八反田公園魅力UP事業サブリーダー
理 事	継続	荒 川 義 孝	大家族ひえだ川駅伝事業サブリーダー
理 事	継続	竹 内 亨 弘	大家族ひえだ川駅伝事業サブリーダー
理 事	新規	小 堀 智 子	ホームページ開設事業サブリーダー
理 事	継続	川 角 満 乗	前稗田川清流まつり事業サブリーダー
理 事	新規	清 水 美智男	高取小学校教頭
理 事	新規	松 川 文 香	高取幼稚園園長
理 事	新規	杉 浦 志 保	高取保育園園長

理事	新規	林 百 江	高取幼稚園PTA 28年度会長
理事	新規	鳥 山 悦 子	高取保育園保護者の会 28年度会長
理事	新規	前 田 真 紀	子ども会（ひまわり）28年度会長
理事	新規	寺 澤 浩 子	子ども会（ろんち）28年度会長
理事	新規	荒 川 園 子	子ども会（なかよし）28年度会長
理事	新規	杉 浦 頼 子	高取婦人会 28年度副会長
理事	新規	深 谷 裕 史	いきいきクラブ 白秋会 28年度会長
理事	新規	柴 田 幸 男	いきいきクラブ 新和会 28年度会長
理事	継続	平 山 和 輝	いきいきクラブ 新和会 27年度会長
理事	継続	鈴 木 功	消防第4分団 28年度分団長

会 員	継続	神 谷 修	向山町
会 員	継続	角 谷 とみ子	論地町
会 員	継続	石 川 あい子	論地町
会 員	継続	神 谷 香代子	向山町
会 員	継続	杉 浦 邦 彦	向山町
会 員	継続	太 田 邦 弘	向山町
会 員	継続	見 澤 正 弘	清水町
会 員	継続	生 田 泰 清	本郷町
会 員	継続	杉 浦 嘉 之	向山町
会 員	継続	角 谷 清 一	論地町
会 員	継続	杉 浦 正 博	論地町
会 員	継続	神 谷 俊 夫	本郷町
会 員	継続	荒 川 明 人	本郷町
会 員	継続	服 部 允 彦	清水町
会 員	継続	杉 浦 巖	向山町
会 員	継続	浅 野 勝 次	清水町
会 員	継続	大 岡 正 代	本郷町
会 員	新規	神 谷 彗 一	本郷町
会 員	新規	杉 浦 有 三	論地町
会 員	新規	野々山 安 清	本郷町
会 員	新規	加 藤 美枝子	論地町
会 員	新規	藤 浦 貴 子	論地町
会 員	新規	浜 田 直 子	本郷町
会 員	新規	平 澤 悦 子	本郷町
会 員	新規	柴 田 悟	向山町

会 員	継続	(社)高浜市シルバー人材センター	代表 山本 好子
会 員	継続	水 明 会	代表 杉浦 好
会 員	継続	医療法人碧会 グループホームひだまりの家	責任者 澤 健治
会 員	継続	社会福祉法人昭徳会 授産所高浜安立	責任者 近藤 高史
会 員	継続	社会福祉法人知多学園 論地がるてん	責任者 磯部 泰久
関係団体	継続	清 流 会	代表 杉浦 勝利

高取まちづくり協議会 規約

平成20年8月30日 施行
 平成24年4月1日 一部改正
 平成25年5月21日 一部改正
 平成27年5月18日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高取まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、高浜市向山町一丁目214番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協議会は、高取小学校区内の住民が互いに協力し、地域共通の課題の解決に努めることにより、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図るとともに、心ふれあう安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯事業
- (2) 防災事業
- (3) 環境美化
- (4) 町内会等関係団体よりのすべての新規要請事業
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事業

2 前項第4号の新規事業の可否については、期首、期中を問わず代表者会出席者の過半数により議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。なお、代表者会は、前項の規定により新規事業の議決を行ったときは、速やかに理事会に報告するものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 役員（会長、副会長、会計）、監事、事務局長及び事務局長次長
- (2) 代表理事は、四町内会会長、グループリーダー、高取公民館、高取小学校PTA、高取地区子ども会、高取婦人会、いきいきクラブの各々の代表者とする。
- (3) 理事は、前四町内会会長、四町内会副会長と高取小学校区内の団体の代表者とする。
- (4) 会員は、役員、代表理事、理事の任期満了後本人意思により引き続き協議会活動に賛同する方または、協議会活動に賛同する高取小学校区内在住及び在勤の個人、団体、企業とする。
- (5) 高取小学校長、高浜中学校長、南中学校長はオブザーバーとする。

(入会)

第6条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 高取小学校区内に在住し、若しくは在勤する者又は協議会が実施する事業に関係する者であること。
- (2) 宗教活動に利用する者でないこと。
- (3) 暴力団員又はその関係者でないこと。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書（以下「申込書」という。）を会長に提出しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 別に定める退会届（以下「退会届」という。）を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第4章 役員等

(役員等の定数)

第9条 協議会の役員等の定数は次のとおりとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人以上3人以内
- (3) 代表理事 15人以内
- (4) 理事 45人以内
- (5) 監事 1人以上3人以内

(選任等)

第10条 役員及び監事は、総会において選任する。

- 2 事務局長及び事務局長次長は、全会員の中から会長が選任する。
- 3 監事は、理事又は協議会の事務局職員を兼ねることができない。

(職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 代表理事は、会長及び副会長を補佐し、この規約の定め並びに総会、代表者会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、協議会の業務を執行する。
- 5 監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第12条 役員、監事、事務局長及び事務局次長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第13条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、若干名とし、有識者のうちから、代表者会の推薦を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べるができる。

(事業グループ)

第14条 協議会に、第4条各号に掲げる事業を遂行するために事業グループを設けることができる。

- 2 代表理事及び理事は、いずれかの事業グループに所属するものとする。この場合において、事業遂行上必要があると認めるとき、又は本人が希望するときは、複数の事業グループに所属することができる。
- 3 事業グループにグループリーダーを置き、グループ員より選任する。
- 4 事業グループは、所掌する事業の企画運営を行う。

(事務局及び職員)

第15条 協議会に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長、会計及びその他の職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、代表者会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、代表理事及び理事をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表者会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 代表理事及び理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(定足数)

第22条 総会は、代表理事及び理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約で別に定める場合を除き、出席した代表理事及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代表理事及び理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の代表理事及び理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した代表理事及び理事は、第23条、前条第2項、次条第1項第2号及び第44条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する代表理事及び理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表理事及び理事総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、代表理事及び理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

(開催)

第28条 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が出席できない場合は、出席した役員の中から議長を選出する。

(議決)

第31条 理事会における議決事項は、第30条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、代表理事及び理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない代表理事及び理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した代表理事及び理事は、次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する代表理事及び理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表理事及び理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 代表者会

(構成等)

第34条 代表者会は、会長、副会長、代表理事、事務局長、事務局次長及び会計をもって構成する。

(権能)

第35条 代表者会は、次の事項について議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 町内会等関係団体よりの新規提案事業に関する事項
- (4) その他会務の執行に関する事項

(会議)

第36条 代表者会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

2 代表者会は、会長が招集する。

3 代表者会の議長は、会長がこれに当たる。

4 代表者会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄付金品
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第38条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、代表者会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、代表者会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 協議会の事業報告及び収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(事業年度)

第42条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会に出席した代表理事及び理事の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第44条 協議会は、総会の議決に基づいて解散する。

2 前項の規定により解散する場合は、代表理事及び理事総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 協議会が解散したときに残存する財産は、高浜市に譲渡するものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第46条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、協議会の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 協議会の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

附則

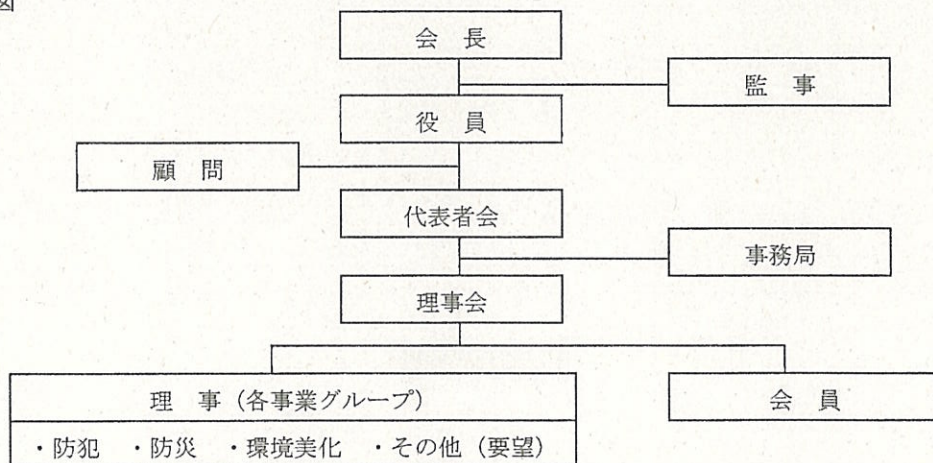
(施行期日) この規約は、平成24年4月1日より施行する。ただし、第10条第5項の改定規定は、平成23年10月1日より施行する。

附則

(施行期日) この規約は、平成25年5月21日より施行する。

(施行期日) この規約は、平成27年5月18日より施行する。

組織図



参 考

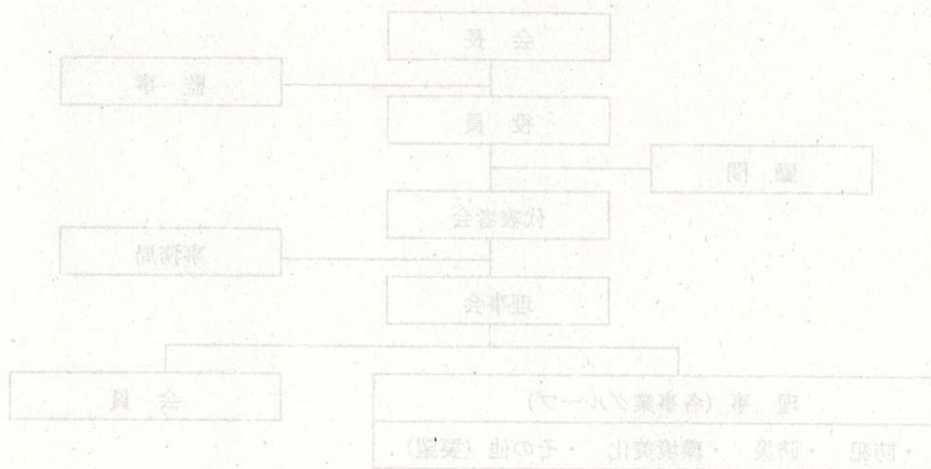
貸 出 備 品 項 目

品 名	数 量	保管・設置場所	管理者
芝刈り機	1台	水明会倉庫フレンド公園	水明会代表
AED	1台	高取公民館	まち協事務局長
草刈機（刈払機）	5台	まち協倉庫	まち協事務局長
インバーター発電機	1台	まち協倉庫	まち協事務局長
サークルライト	2セット	まち協倉庫	まち協事務局長
コードリール	2台	まち協倉庫	まち協事務局長
テント 大・小	4セット	農業センター（旧消防倉庫）	まち協事務局長
ワイヤレスアンプ	1台	まち協事務局	まち協事務局長
プロジェクター	1台	まち協事務局	まち協事務局長
ツルハシ	20本	農業センター（旧消防倉庫）	まち協事務局長
エンジンチェンソー	3台	まち協倉庫	まち協事務局長
脚立 大・小	2台	農業センター（旧消防倉庫）	まち協事務局長
スコップ 大	10本	まち協倉庫	まち協事務局長
一輪車	1台	まち協倉庫	まち協事務局長

* 水明会の倉庫は向山町フレンド公園 管理者 杉浦 好様

貸出について

- ・ 貸出は、高取まちづくり協議会各種団体に限ります。
- ・ 申請書類を記入して、まち協事務局長へ提出してください。
- ・ 備品を破損させた場合には必ず管理者に報告してください。



参 考

平成28年度 実施事業グループ編成名簿 (案)

防犯パトロール事業

(敬称略)

	氏 名	所 属 団 体 等
リーダー	佐野松男	副会長
サブリーダー	杉浦秀敏	副会長
サブリーダー	深谷忠道	清水町
サブリーダー	石川克己	論地町
	川角満乗	論地町
	荒川昭治	会長
	川角順造	清水町町内会28年度会長
	濱田俊幸	清水町町内会28年度副会長
	神谷善史	本郷町町内会28年度会長
	川角紀美	本郷町町内会28年度副会長
	杉浦修二	向山町町内会28年度会長
	水野隆治	向山町町内会28年度副会長
	神谷義幸	論地町町内会28年度会長
	鳥居信三郎	論地町町内会28年度副会長

とりしろう制作事業

(敬称略)

リーダー	鍋田裕久	民生委員
サブリーダー	佐野松男	副会長
	杉浦秀敏	副会長
	清水美智男	高取小学校教頭
	早川弘樹	高取小学校PTA28年度会長
	畔柳洋一	前高取小学校PTA会長
	林百江	高取幼稚園PTA28年度会長
	鳥山悦子	高取保育園保護者の会28年度会長
	吉良文江	高取地区子ども会28年度副会長
	前田真紀	子ども会(ひまわり)28年度会長
	寺澤浩子	子ども会(ろんち)28年度会長
	荒川園子	子ども会(なかよし)28年度会長
	酒井康満	高取公民館館長
	小堀智子	論地町

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

防災事業

(敬称略)

リーダー	杉浦秀敏	対策
	鈴木功	消防第4分団28年度分団長
	川角順造	清水町町内会28年度会長
	濱田俊幸	清水町町内会28年度副会長
	深谷忠道	清水町町内会27年度会長
	神谷善史	本郷町町内会28年度会長
	川角紀美	本郷町町内会28年度副会長
	杉浦修二	向山町町内会28年度会長
	水野隆治	向山町町内会28年度副会長
	荒川義孝	向山町町内会27年度会長
	神谷義幸	論地町町内会28年度会長
	鳥居信三郎	論地町町内会28年度副会長
	荒川昭治	統括
サブリーダー	佐野松男	救護班責任者
	酒井康満	学校対応班責任者
	清水美智男	高取小学校教頭(学校対応班)
	松川文香	高取幼稚園園長(学校対応班)
	杉浦志保	高取保育園園長(学校対応班)
	杉浦辰昭	いきいきクラブ代表(学校対応班)

サブリーダー	鈴木 みどり	食料班責任者
	深谷 洋定	会計(食料班)
	鍋田 裕久	論地町民生委員(食料班)
	平山 和輝	論地町民生委員(食料班)
	神谷 紀美代	高取婦人会28年度会長(食料班)
	杉浦 頼子	高取婦人会28年度副会長(食料班)
	早川 弘樹	高取小学校PTA28年度会長(食料班)
	林 百江	高取幼稚園PTA28年会長(食料班)
	鳥山 悦子	高取保育園保護者の会28年会長(食料班)
	吉良 文江	高取地区子ども会28年度副会長(食料班)
	神谷 文夫	物資調達班責任者
	杉浦 好	水明会代表(物資調達班)

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

環境美化事業

(敬称略)

リーダー	荒川 昭治	会長
サブリーダー	磯野 保夫	清水町
	竹内 亨弘	清水町
	深谷 裕史	いきいきクラブ白秋会28年度会長
	柴田 幸男	いきいきクラブ新和会28年度会長
	平山 和輝	いきいきクラブ新和会27年度会長
	杉浦 辰昭	いきいきクラブ親友会28年度会長

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

稗田川自然環境向上活動事業

(敬称略)

リーダー	畔柳 洋一	前高取小学校PTA会長
サブリーダー	平田 敦史	前高取小学校PTA役員
	早川 弘樹	高取小学校PTA28年度会長
	荒川 昭治	会長

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

稗田川花と緑ふれあい公園事業

(敬称略)

リーダー	佐野 松男	副会長
サブリーダー	杉浦 秀敏	副会長
サブリーダー	杉浦 好	水明会代表
	荒川 昭治	会長
	川角 順造	清水町町内会28年度会長
	神谷 善史	本郷町町内会28年度会長
	杉浦 修二	向山町町内会28年度会長
	神谷 義幸	論地町町内会28年度会長
	清水 美智男	高取小学校教頭
	神谷 紀美代	高取婦人会28年度会長
	杉浦 頼子	高取婦人会28年度副会長
	深谷 洋定	会計
	神谷 文夫	事務局長
	濱田 俊幸	清水町町内会28年度副会長
	川角 紀美	本郷町町内会28年度副会長
	水野 隆治	向山町町内会28年度副会長
	鳥居 信三郎	論地町町内会28年度副会長
	早川 弘樹	高取小学校PTA28年度会長
	林 百江	高取幼稚園PTA28年度会長
	鳥山 悦子	高取保育園保護者の会28年度会長
	深谷 裕史	いきいきクラブ白秋会28年度会長
	柴田 幸男	いきいきクラブ新和会28年度会長
	平山 和輝	いきいきクラブ新和会27年度会長
	杉浦 辰昭	いきいきクラブ親友会28年度会長
※関係団体	杉浦 勝利	清流会 代表

八反田公園魅力UP事業

(敬称略)

リーダー	酒 井 康 満	論地町
サブリーダー	青 山 光 博	清水町
※関係団体	佐 野 松 男	副会長
	杉 浦 秀 敏	副会長
	磯 野 保 夫	清水町
	神 谷 義 幸	論地町
	松 川 文 香	高取幼稚園園長
	杉 浦 志 保	高取保育園園長
水 明 会		

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。

大家族ひえだ川駅伝事業

(敬称略)

リーダー	酒 井 康 満	高取公民館館長
サブリーダー	荒 川 義 孝	向山町
サブリーダー	竹 内 亨 弘	清水町
	荒 川 昭 治	会長
	佐 野 松 男	副会長
	杉 浦 秀 敏	副会長 (防災：食料班代表)
	深 谷 洋 定	会計
	神 谷 文 夫	事務局長

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。(学校、町内会、ジュニア陸上クラブ等)

ホームページ開設事業

(敬称略)

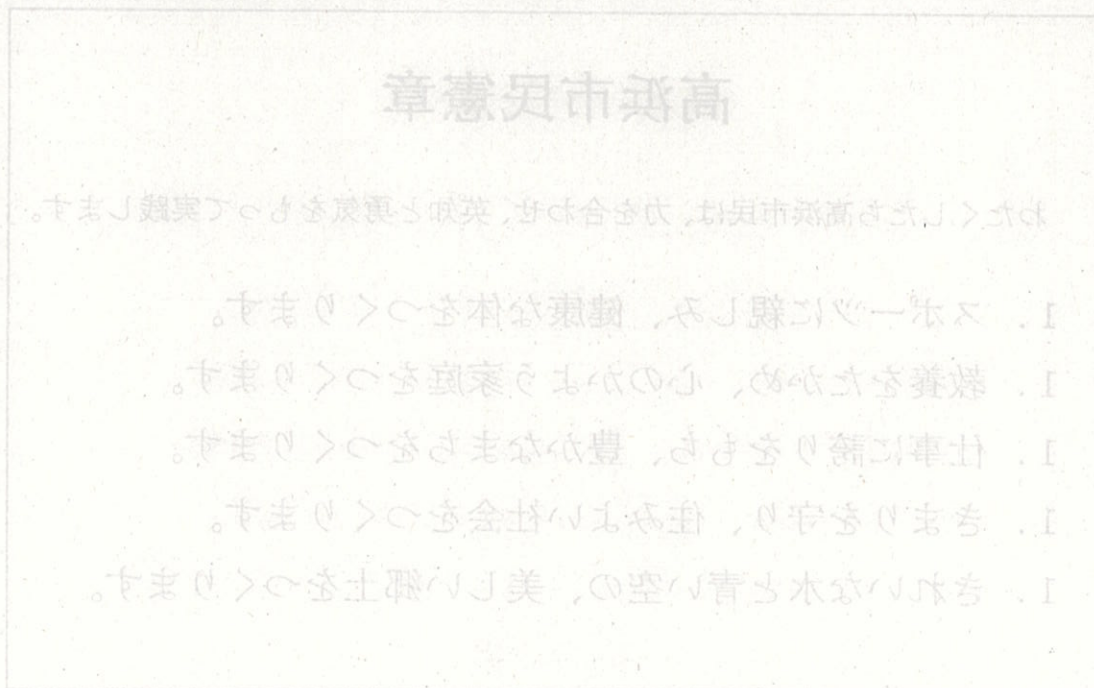
リーダー	杉 浦 秀 敏	副会長
サブリーダー	小 堀 智 子	論地町

認知症サポーター養成事業

(敬称略)

リーダー	鍋 田 裕 久	民生委員
サブリーダー	鈴 木 みどり	民生委員
	酒 井 康 満	民生委員

★事業実施にあたってはメンバーは他にもおられます。



高取まちづくり協議会

住 所	〒444-1313 高浜市向山町一丁目214番地4 高取公民館 2階
TEL/FAX	55-3894
事 務 局	13:30~16:30 (土日祝日以外)
Eメールアドレス	tori-machikyo@katch.ne.jp

高浜市民憲章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

1. スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
1. 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
1. 仕事に誇りをもち、豊かなまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよい社会をつくります。
1. きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。